

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和6年12月末まで有効)			

生 企 第 2 9 0 号
(人 安)
令 和 5 年 1 2 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和6年における青森県警察犯罪抑止対策の推進について

刑法犯認知件数については、平成14年の19,202件をピークに減少を続けていたが、令和4年は20年ぶりに増加に転じ、令和5年も11月末現在の累計で前年比約1.4倍のペースであり、大幅な増加は確実な情勢である。

令和3年に実施した、県民に対する「防犯に関する意識調査」で、地域の安全に関して知りたい情報として、侵入窃盗、特殊詐欺、子供や女性を対象とした犯罪等が上位となっており、また、これらの犯罪等に刑法犯認知件数の総量を押し上げている万引き等を加えて抑止対策強化罪種等に指定し、令和6年における青森県警察犯罪抑止対策を策定したことから、所属職員に周知徹底し、実効ある犯罪抑止対策を推進されたい。

記

1 犯罪抑止対策の概要

(1) 抑止目標

刑法犯認知件数を前年以下にする。

(2) 警察本部指定抑止対策強化罪種等

ア 特殊詐欺

イ 鍵掛けの励行により抑止が期待できる窃盗(自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗)

ウ 万引き

エ 子供や女性を対象とする声掛け等前兆事案

(3) 抑止計画

別紙1「令和6年青森県警察犯罪抑止対策」のとおり。

2 推進事項

(1) 各警察署の実情に合わせた真に効果的な犯罪抑止対策の策定

ア 犯罪情勢の的確な分析と効果的な犯罪抑止対策の推進

実効ある犯罪抑止対策を推進するためには、令和4年と令和5年における犯罪情勢を比較・分析し、各警察署の犯罪等発生状況に応じた問題点を検討した上で

より効果的な施策を行うことが不可欠である。

また、刻々と変化する犯罪情勢に柔軟に対応する必要があることから、関係課等との情報共有を密にし、真に効果的な犯罪抑止対策の策定に努めること。

イ 効果の分析と不断の見直し

担当者はこれまで実施した対策の具体的な効果の把握に努め、その分析結果等を踏まえて、より効果的な対策となるよう、対策の具体的手法（実施場所、時間帯、手段等）について不断の見直しを確実にを行い、安易な前年踏襲にならないよう留意すること。

(2) 多角的かつタイムリーな情報発信活動

情報発信にあたっては、関係機関・団体、事業者、防犯ボランティア団体、地域住民等と連携の上、それぞれのネットワークを活用した広報啓発のほか、広報啓発に活用可能なイベントの把握に努めるとともに、青森県警察防犯アプリ「まもリン」やX(旧:Twitter)、インスタグラム、YouTube等SNSの広報媒体を活用するなど、多様な媒体を用いて訴求力のある情報発信をタイムリーに実施すること。

(3) 効果的な防犯指導

地域住民等に対する防犯指導に際しては、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報について、提供する対象者の性別、年齢等を勘案しながら、より効果的な指導となるよう工夫すること。

(4) 積極的な街頭活動

地域警察官の制服による立番、警ら、巡回連絡及び職務質問等の街頭活動は、犯罪を犯そうとする者への警告や住民の安心感の醸成にもつながることから、制服警察官の姿やパトカーを見せる活動のほか、積極的な声掛けや職務質問などを取り入れた効果的な街頭活動の推進に努めること。

また、制服を着用し街頭で活動を行う際は、支障の無い限りにおいてパトカーの赤色灯点灯による警戒走行や犯罪多発地域における街頭監視活動等の励行に努めるなど、犯罪抑止に資する活動の促進に配慮すること。

(5) 関係部門の連携による検挙・抑止一体となった取組

犯罪情勢の分析結果については、取締り担当部門と抑止対策担当部門が情報を共有し、検挙と抑止対策が一体となった効果的な取組を推進すること。

(6) 積極的な指導・警告

子供や女性を対象とする声掛け等前兆事案など、凶悪犯罪の手段となり得る行為や迷惑性の高い行為等については、検挙になじまない場合であっても、その内容に応じ、積極的な指導・警告を行うとともに、関係部門との情報共有を行い、被害の拡大防止や事後の捜査等に活用されるよう配慮すること。

(7) 地域住民等と連携・協働した対策

ア 官民が連携した総合的な対策の推進

官民が連携した総合的な対策が推進できるよう、いわゆる警察協力団体のみに依存することなく、防犯活動とは直接関係がない団体や事業者等とも連携するな

ど、より広範囲な連携・協働を図ること。

イ 自主防犯活動の促進

地域住民等へのタイムリーな犯罪情報等の提供、防犯ボランティア団体等に対する研修会の開催や活動環境作りへの支援、コンビニエンスストアや商業施設等の犯罪被害の対象となりやすい事業者に対する防犯対策に関する助言・指導等を積極的に推進し、地域住民や事業者等による自主防犯活動の促進を図ること。

ウ 少年を取り巻く地域社会のきずなの強化

少年を取り巻く地域社会のきずなを強化し、少年の規範意識向上を図るため、学校等の教育機関や少年警察ボランティア団体等に対して非行情勢や非行要因等について幅広く情報発信するとともに、立ち直り支援による非行少年の再非行を防止すること。

エ 高齢者対策の推進

特殊詐欺については、令和5年は高齢者が被害者の約4割に減少したものの、万引きは、検挙人員に占める高齢者の割合が半数以上を占め、増加傾向で推移していることから、巡回連絡等の個別訪問による広報啓発活動のほか、高齢者に関連する機関や団体と連携し、高齢者が被害者にも被疑者にもならないような広報啓発活動を推進すること。

オ 技能実習生等に対する防犯指導

新型コロナウイルスの水際対策が大幅に緩和されたことで、本県を訪れる外国人技能実習生や観光客等が増加したことにより、その後犯罪被害者又は行為者となる可能性があることから、関係事業者等と連携し、防犯講話の開催、外国語による広報用チラシ等を活用した啓発広報の推進を図ること。

3 留意事項

(1) 防犯カメラの設置促進

第6次青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画(2024~2028)(以下「第6次推進計画」という。)の個別目標として、防犯カメラ設置箇所目標を継続して設定する予定である。

防犯カメラは、犯罪の未然防止に極めて有効なものであることから、自治体、防犯ボランティア団体、町内会、事業者等に働きかけ、設置促進を図ること。

(2) 青森県警察防犯アプリ「まもリン」の普及促進

第6次推進計画における個別目標として、新たに「まもリン」のダウンロード目標数を掲げる予定である。

多くの世代でスマートフォンの普及が進んでいる現状を鑑みると、迅速な情報発信の手段としてアプリケーションは極めて有用であることから、あらゆる警察活動での「まもリン」の普及に努めること。

(3) 防犯ボランティア団体と連携した活動の強化

県民が安全・安心を実感できる良好な治安を確保するためには、官民一体となった活動が不可欠であることから、防犯ボランティア団体の積極的な活用と連携の強

化に配慮すること。

4 犯罪情勢の分析及び対策

- (1) 警察本部指定抑止対策強化罪種等は、県民が地域の安全に関して知りたい情報の上位である侵入窃盗、特殊詐欺、子供や女性を対象とした犯罪等及び、刑法犯の認知件数を押し上げている万引き等を加えたものであることから、各警察署にあっては実効ある犯罪抑止対策を推進すること。
- (2) 令和5年は刑法犯認知件数の大幅増加は確実であるが、特に認知件数が増加した罪種については、報告する警察署を指定したことから、該当する警察署にあっては発生件数や時間、場所を比較、分析するなど、根拠がある情勢の分析に努め、危機意識を持って効果的な犯罪抑止対策を策定すること。
- (3) 刑法犯認知件数の総数が増加している中、一部警察署では減少している罪種もあることから、その理由(当該警察署で行った具体的対策等がある場合はその対策)についても分析すること。
- (4) 令和5年警察署指定抑止対策強化罪種については、「令和5年における青森県犯罪抑止対策の推進について」(令和4年12月21日付け、生企第239号)において、各警察署から報告を受けているところであるが、各警察署にあっては、指定した罪種についての検証結果を報告すること。
- (5) 各警察署にあっては、令和5年と令和6年の各種事件受理簿等を確認し、発生件数や時間、場所を確認するほか、警察安全相談や事案取扱い等を通じて把握した住民の意見・要望、農作物盗難などの社会的反響が大きい罪種等についても考慮した上で、各警察署の実情に応じた令和6年警察署指定抑止対策強化罪種を指定すること。
- (6) 上記(2)～(5)にあっては、「別紙2」にて令和6年1月26日(金)までに犯罪抑止対策係宛にメールで報告すること。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

※ 別紙省略